

地域手当の見直しに係る要望

本年 8 月に発表された令和 6 年人事院勧告では、国家公務員の地域手当の大きくくり化や級地区分等の見直しが表明された。

地方公務員の地域手当については、国における指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則とされており、また、普通交付税については、基準財政需要額は級地区分及び支給割合に基づいて算定されている。さらに、保育所等の公定価格や児童養護施設等の措置費、介護・障害福祉サービスの報酬についても、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

そうした中で、保育士・幼稚園教諭、児童養護施設等職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較し、低い傾向にある。今回の見直しがこうした算定方法に従って行われるとするならば、これまでの処遇改善の推進に逆行するものと言わざるを得ない。

さらに、今回の見直しにより、民間給与との比較で職員の給与水準が下がる場合には、特に法律上、人事委員会が必置である自治体においては、当委員会の勧告により、その水準の維持を図るべく、地域手当の現行維持もしくは給料の引上げによる対応が生じうるが、これに係る需要額については、普通交付税の基準財政需要額に捕捉されない懸念がある。

なお、東京 23 区について最も高い水準の 20%が維持されることによって、他の地域との格差を拡大させていく可能性が生じる。その結果として、今後も東京一極集中が更に加速し、地方の衰退につながるものが強く懸念される。

については、地方の人材確保に更なる支障が生じないように、下記のとおり要請し、その実現を強く求める。

記

1. 地域区分の変更により保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等が低下する地方自治体については、保育士・幼稚園教諭、福祉人材確保の取組に支障がでることがないように、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえ、現行の地域区分の水準を維持し、必要な財政措置を講ずること
2. 国の級地区分の変更により地域手当の支給割合が減少する地方自治体については、物価高を上回る賃上げに国策として取り組んでいることを踏まえた上で、職員の給与水準を維持・向上させるなどの人材確保の取組に支障が出ることがないように、必要な財政措置を講ずること

令和 6 年 10 月 22 日

さいたま市長 清水 勇 人
新潟市長 中 原 八 一
神戸市長 久 元 喜 造
福岡市長 高 島 宗一郎

千葉市長 神 谷 俊 一
京都市長 松 井 孝 治
広島市長 松 井 一 實